

法発〔2020〕33号
最高人民法院による法に基づく知的財産権侵害行為に対する
処罰の強化に関する意見

事件を公正に審理し、法に基づいて知的財産権侵害行為に対する処罰を強化し、権利侵害行為を効果的に抑制し、法治化した良好なビジネス環境を醸成するために、知的財産権に係る審判の実情を踏まえて、次のような意見を制定した。

一、保全措置の適用を強化する

1. コアテクノロジー、著名ブランド、人気番組等に係る知的財産権を侵害し、もしくは、侵害しようとする場合、および、展示会で知的財産権を侵害し、もしくは、侵害しようとする場合等、補填不可能な損害をもたらすことになる行為について、権利者が行為保全を申し立てたときは、人民法院は、法に基づいて速やかに審査し、かつ裁定を下さなければならない。

2. 権利者が知的財産権侵害訴訟において、権利侵害を停止させるための先行判決と行為保全を申し立てた場合、人民法院は、法に基づき、同時に速やかに審査しなければならない。

3. 権利者が知的財産権侵害行為があったことを証明する初歩的な証拠を有し、当該証拠が滅失したまたはその後の取得が困難となる可能性がある場合であって、証拠保全が申し立てられたときは、人民法院は、法に基づいて速やかに審査し、かつ裁定を下さなければならない。専門的な技術問題に係る証拠保全に関しては、技術調査官を参加させることができる。

4. 既に保全措置を講じられた被疑侵害製品またはその他の証拠について、被疑権利侵害者が勝手に毀損、移転等を行うことにより、権利侵害の事実の判明ができなくなった場合、人民法院は、当該証拠に係る証拠事項に関する権利者の主張が成立していると推定することができる。法律に規定する訴訟妨害に該当する場合、法に基づいて強制措置を講じる。

二、法に基づいて権利侵害停止の判決を下す

5. 権利侵害の事実が明確で、権利侵害の成立を認定することができる場合、人民法院は、法に基づいて、権利侵害停止に係る先行判決を下すことができる。

6. 模倣品と海賊版商品、および、主として模倣品と海賊版商品の生産または製造に使用される資材とツールについて、権利者が民事訴訟において上記物品の存在を挙証し、証明し、かつ迅速に廃棄するよう要求した場合、人民法院は、特殊な場合を除き、これを支持しなければならない。特殊な場合において、更なる権利侵害のリスクを可能な限

り低減するために、人民法院は、主として模倣品と海賊版商品の生産または製造に使用される資材やツールを、商業ルート以外のルートで処分するよう命じることができる。権利侵害者が補償を要求した場合、人民法院はこれを支持しない。

三、法に基づいて賠償を強化する

7. 人民法院は、挙証妨害、調査と証拠取得、証拠保全、専門的評価、経済的分析等の制度と方法を十分に活用し、当事者が積極的、全面的、正確、誠実に挙証するよう導き、損害賠償額の計算の科学性と合理性を向上させ、権利者の損失を十分に補填しなければならない。

8. 人民法院は、当事者から提出された、工商・税務部門、第三者のビジネスプラットフォーム、権利侵害者のウェブサイト、宣伝資料または法に基づいて開示された書類からの関連データおよび業界の平均利益率等を十分に活用し、法に基づいて権利侵害による利益獲得状況を確定しなければならない。

9. 権利者が、法に基づき、権利侵害による利益獲得状況を踏まえて賠償額を確定するよう要求し、かつ既に挙証した場合、人民法院は、権利侵害者に対して、把握している権利侵害により獲得した利益に係る証拠を提供するよう命じることができる。権利侵害者が正当な理由なく提供を拒否した場合、または要求どおりに提供しなかった場合、人民法院は、権利者の主張と事件の証拠に基づいて賠償額を判定することができる。

10. 他人の知的財産権を故意に侵害し、情状が深刻な場合、法に基づいて権利者の懲罰的賠償請求を支持し、懲罰的賠償による権利侵害行為に対する抑止効果を十分に発揮させる。

11. 人民法院は、法に基づいて、法定賠償額を合理的に確定しなければならない。権利侵害行為により権利者が重大な損失を被った場合、または権利侵害者が巨大な利益を獲得した場合、権利者の損失を十分に補填し、権利侵害行為を効果的に抑制するために、人民法院は、権利者の要求に応じて、最高限度額に近いかまたはそれに達する金額で法定賠償額を確定することができる。

人民法院が法定賠償額を高め決定する際に考慮すべき要素には、権利侵害者が故意に権利侵害したか否か、主に権利侵害を業としたか否か、繰り返しの権利侵害があるか否か、権利侵害行為が長時間に継続したか否か、権利侵害行為が広い地域に及ぶか否か、人身の安全に危害を与え、環境資源を破壊しまたは公共利益を損害する可能性があるか否か等が含まれる。

12. 権利者が、第二審手続において、権利侵害行為の制止のために支払った合理的な支出の新規増加分について、賠償額に取り入れるよう要求した場合、人民法院は、合わせて審査することができる。

13. 人民法院は、事件の複雑さ、業務の専門性と強度、業界の慣例、地方政府の指導

価格等の要素を総合的に考慮したうえ、権利者から提供された証拠に基づいて、権利者が賠償を要求した弁護士費用を合理的に決定しなければならない。

四、刑事取締を強化する

14. インターネット通販を通じて実施した知的財産権侵害犯罪の違法経営額、違法所得金額については、インターネット通販の電子データ、銀行口座の取引履歴、送り状、物流会社のコンピュータシステム記録、証人の証言、被告人の供述等の証拠を総合的に考慮して認定しなければならない。

15. 主に知的財産権侵害を業とする場合、特定の期間において緊急支援・災害支援、防疫物資等の商品の登録商標を詐称した場合、および知的財産権を侵害したとして行政処罰を受けた後に再び知的財産権を侵害して犯罪を構成した場合には、法に基づいて厳重に処罰し、一般的に執行猶予を適用しない。

16. 法により厳格に違法所得を追徴し、罰金刑の適用を強化し、犯罪者が再び知的財産権を侵害する能力と条件を剥奪する。

最高人民法院
2020年9月14日

出所：2020年9月15日最高人民法院ウェブサイト

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-255591.html>

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。